
記者資料提供(平成23年3月17日)

都市計画総局

市街地整備部都市整備課 担当者名 西尾、門

TEL:078-322-6209 内線:4927

長田区川西通4丁目市有地の土壤調査結果と対策

概要

(1)新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業区域内の長田区川西通にある神戸市所有地において、過去の土地の履歴調査の結果、六価クロム化合物の汚染の可能性があることから、土壤汚染対策法の対象ではないが、任意でこの汚染を確認するための土壤調査を実施した。

・土地所在地：長田区川西通四丁目

・面積：735平方メートル

(2)土壤調査の結果、土地の一部で指定基準値を超える六価クロム化合物(溶出量)が検出された。

(3)地下水については、六価クロム化合物の検出はされなかつたため土壤汚染による健康上の被害はないと考えられる。

土壤調査の結果

(1)土壤調査の結果、六価クロム化合物の土壤溶出量が、指定基準値 0.05mg/l 以下に対して、最大 2.4mg/l (指定基準の48倍)が検出された。基準値を超過している深さは2mまでであった。

(2)六価クロム化合物の溶出量が指定基準を超えた地点において地下水を調査したところ、地下水基準に適合していることから地下水への影響はないと考えられる。

人の健康への影響

(1)土壤汚染が判明した箇所については、フェンスで立ち入り禁止措置を行っている。

(2)地下水については、六価クロム化合物の検出はされなかつたため土壤汚染による健康上の被害はないと考えられる。

対策について

指定基準を超える六価クロム化合物が検出された汚染土壤は、関係者と調整の上、速やかに掘削除去する予定。

参考(用語解説)

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まつことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する調査及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時など、汚染の可能性の高い土地について、土地利用変更等の一定の機会をとらえて調査することや、調査の結果、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずる恐れのある場合には、必要な措置を講じること等を定めている。

土壤溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている指定基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について設定されている。

六価クロム化合物

六価クロムは強い酸化剤で金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。

主に職業性の経気道曝露により人にクロム潰瘍、鼻中隔穿孔などを引き起こすことが知られている。